

大分県報

令和三年
十一月十五日
号外（六九）
（月曜日）

目次

告示

緊急消毒の実施命令.....一

告示

大分県告示第六百三十七号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第六十六号）第九条の規定に基づき、次のとおり緊急消毒を実施することを命ずる。

令和三年十一月十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 実施の目的

国内における高病原性鳥インフルエンザの発生を踏まえ、今後、県内農場での発生を予防するための緊急的な対応として家さん類飼養農場での消毒薬の散布を徹底する。

二 実施する区域

家さん類を百羽以上飼養する家さん飼養農場その他家畜防疫員が必要と認める農場

三 消毒方法

消石灰等の農場内散布

四 実施期間

令和三年十一月十九日から令和四年四月三十日まで

令和三年十一月十五日

大分県報号外（告示）